

春の火災予防運動

令和2年3月1日～令和2年3月7日

もうすぐ新年度！
防火管理体制を見直しましょう！

「防火管理」とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、実行することです。

この防火管理制度の中心となるのが防火管理者であり、消防計画の作成や消防訓練の実施等様々な防火管理業務を行う必要があります。

異動や退職で防火管理者が不在になることはありませんか？ 自衛消防の組織に変更はありませんか？ 防火防災教育や消防訓練は実施していますか？

年度の変わり目こそ防火管理体制を見直し、改善を図りましょう！



防火上の構造の維持管理

防火戸、防火シャッター等の付近には、閉鎖障害となる物品等を置かないようにします。



実践的な消防訓練や防火防災教育を！

- ・消火器や避難器具の設置場所を周知しましょう。
- ・屋内消火栓がある場合は実際にホースを伸ばしましょう。

- ・避難訓練では防火戸を一部閉めた状態で実施してみましょう。

- ・通報訓練は実際に119番を掛けてみましょう。

※実通報による通報訓練を実施する際には管轄消防署にご一報下さい。



ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

大津市消防局・消防団

災害時の備えは万全ですか？！

震災時の危険物の仮貯蔵等が電話等による申請で可能に!!

1 危険物の仮貯蔵・仮扱いとは？

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、消防法により許可された場所(危険物施設)以外では禁止されています。

ただし、消防長等の承認を受けた場合は、10日以内に限り、一時的な危険物の貯蔵・取扱いが可能となります。

2 東日本大震災等の被災地では…

給油取扱所等の危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶から手動ポンプを用いて給油等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所等をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、危険物の仮貯蔵、仮取扱い等が数多くが行われました。

3 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを迅速に行うためには

震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を行おうとする事業所が、震災時等に想定される仮貯蔵・仮取扱い等の内容やその安全対策等を定めた実施計画を、事前に消防署に提出することにより、震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの承認申請が電話連絡等で可能になりました。



防火に関するお問合せは

北消防署 Tel572 - 0119 中消防署 Tel525 - 0119
南消防署 Tel533 - 0119 東消防署 Tel543 - 0119
志賀分署 Tel592 - 0119 西分署 Tel579 - 0119
予防課 Tel525 - 9902
消防局ホームページ <http://www.city.otsu.lg.jp/fire119/>